

台東区いじめ防止対策推進基本方針 新旧表

	改定後	改定前
1	<p>第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方 1 基本方針策定の目的 いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に取り組むことが必要です。また、<u>関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきました。</u> しかし、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。</p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 1 基本方針策定の目的 いじめ問題への対応は、学校が一丸となって組織的に取り組むべき最重要課題の一つです。</p>
2	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 1 基本方針策定の目的 (省略) なお、本基本方針は、<u>実情に応じて適切に機能しているか点検を行うとともに、国や東京都の動向等に応じて、改訂・追記等を行います。</u></p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 1 基本方針策定の目的 追加</p>
3	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 2 いじめの定義 ただし、このことは、<u>いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。</u></p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 2 いじめの定義 追加</p>
4	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 2 いじめの定義 (省略) なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校に設置される「<u>法</u>」第22条の「<u>学校いじめ対策組織</u>」(以下「<u>対策組織</u>」という。)を活用して行います。</p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 2 いじめの定義 (省略) なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校に設置される「<u>校内いじめ防止対策会議</u>」を活用して行います。</p>
5	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 2 いじめの定義 (省略) <u>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。</u></p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 2 いじめの定義 (省略) けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、 <u>いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。</u></p>

6	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 2 いじめの定義 (省略) 加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です(ただし、これらの場合であっても、「法」が定義するいじめに該当するため、対策組織にて情報共有することは必要です。)</p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 2 いじめの定義 (省略) 加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要があります。</p>
7	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (1) 「いじめは絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫く いじめは人権侵害に当たる重大な問題である。「いじめを受ける側にも原因がある」、「成長の糧になる」などの考え方を一掃し、どのような社会においてもいじめは許されない卑怯な行為であるという認識を強くもつとともに、見て見ぬふりをすることも同様に許されないという姿勢が必要である。</p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (1) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫く いじめは人権侵害に当たる重大な問題である。いじめられる側にも原因があるとか、成長の糧になるなどの考え方を一掃し、どのような社会においてもいじめは許されない。見て見ぬふりをすることも同様に許されないという姿勢が必要である。</p>
8	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (4) 軽微ないじめも見逃さず、児童生徒の声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当するという、「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さずに、的確に認知していく。また、報復をされるとか、保護者に心配をかけたくないなどの理由でいじめを受けた事実を話さないばかりか、ときには否定することもある。何気ない児童生徒の言動から異変に気付く感性を磨くとともに、どのような話も真剣に受け止める姿勢が大切である。</p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (4) 小さなサインを見逃さず、児童生徒の声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ 報復をされるとか、保護者に心配をかけたくないなどの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには否定することもある。何気ない児童生徒の言動から異変に気付く感性を磨くとともに、児童生徒のどのような話も真剣に受け止める姿勢が大切である。</p>

9	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (5) 教員一人で抱え込まず、初期段階から組織(チーム)で対応する <u>軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた気になる様子や児童生徒同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。また、学校いじめ対策組織の役割を明確にし、教職員は、この組織への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。</u></p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (5) いじめられている児童生徒の立場に立って考え、初期段階から組織(チーム)で対応する 児童生徒の悩みを親身になって受け止め、いじめかどうかの判断は、あくまでもいじめられている児童生徒の認識によることに留意する。また、いじめの相談等に、はじめに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知してチームで対応することが早期解決につながる。</p>
10	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (6) 人間関係を豊かにする教育を計画的に実践する いじめ問題を解決するためには、児童生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。豊かな人間関係を育む教育を計画的に実践することが、いじめの未然防止につながる。全ての教育活動を通じて、児童生徒の自己肯定感を育むとともに、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。その上で、特別の教科、道徳、特別活動等の充実を通して、児童生徒が、いじめの解決に向けて自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が児童生徒の活動を励まし支援していく。</p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (6) 人間関係を豊かにする教育を計画的に実践する 児童生徒の豊かな人間関係を育む教育を計画的に実践することが、いじめの未然防止につながる。学校では道徳、特別活動等で、また、地域の活動等でもいじめについて、児童生徒に考えさせる機会をつくる必要がある。</p>
11	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (7) 児童生徒の様子を積極的に家庭に情報提供し、保護者との連携を深める 子の教育について第一義的責任を有するのは保護者であり、保護者は日ごろから子の規範意識を養うために努めている。いじめ問題の解決には保護者の協力が重要な役割を担っている。問題を正確に把握するためには、学校や塾、スポーツクラブ等での様子、家庭での様子を相互に認識するなど、様々な情報を積極的に保護者と共有し、家庭との協力体制を築く必要がある。また、「学校基本方針」の内容を保護者に周知し、いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、対策組織による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。</p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (7) 日頃から児童生徒とのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努める 社会性やコミュニケーション能力の欠如など、児童生徒を取り巻く今日的な課題を念頭において、日頃のあいさつや声かけ、学校での授業や部活動(クラブ活動)、地域での子ども会の活動などを通して、児童生徒とのふれあいを積極的にもち、信頼関係を築くことが大切である。</p>

12	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (8) <u>社会全体の力を結集し、いじめに対峙する</u> <u>いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。「学校サポートチーム」の機能を明確にし、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の児童生徒を支援したり、加害の児童生徒の反省を促す指導を行ったりする。</u></p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 (8) <u>児童生徒の様子を積極的に家庭に情報提供し、保護者との連携を深める</u> <u>いじめ問題の解決には家庭の協力が重要な役割を担っている。問題を正確に把握するためには、学校や塾、スポーツクラブ等での様子、家庭での様子を相互に認識することが欠かせない。様々な情報を積極的に保護者と共有し、家庭との協力体制を築く必要がある。</u></p>
13	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 <u>なお、上記8点を踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <u>・いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。</u> <u>・いじめの行為の重大性や緊急性（加害の児童生徒の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の児童生徒の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。</u> <u>・行為を受けた児童生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。</u> </div> <p><u>ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。</u></p>	<p>第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方 3 いじめ問題への基本的な考え方 追加</p>
14	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 台東区教育委員会では、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、保護者や関係機関と連携を図ることを通して、いじめの防止に取り組みます。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 台東区教育委員会では、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、保護者や区民と連携を図ることを通して、いじめの防止に取り組みます。</p>

15	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(1) 組織等の設置</p> <p>①「台東区いじめ問題対策連絡協議会」の設置</p> <p><u>いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、教育委員会事務局内に「台東区いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。各学校のいじめの防止等のための取組が充実するよう支援するとともに、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項について協議します。</u></p> <p>(構成)</p> <p>学校、教育委員会事務局、警察、その他の関係者等</p> <p>(主な取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区におけるいじめ防止等のための推進に関する協議 ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する協議 	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(1) 組織等の設置</p> <p>①「台東区いじめ問題専門委員会」の設置</p> <p><u>いじめ等の問題行動は原因が多岐にわたるため、継続的なケアが欠かせません。教育委員会事務局内に設置する「台東区いじめ問題専門委員会」により、区立学校におけるいじめの状況の調査及び分析を行い、各学校のいじめの防止等のための取組が充実するよう支援します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(委員長:教育次長)</p> <p>教育委員会関係課長、区長部局関係課長、校(園)長会、学識経験者等</p> <p>※庶務課長、学務課長、児童保育課長、指導課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター長、保護課長、各4警察、少年センター関係者、児童相談所関係者等</p> </div>
16	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(1) 組織等の設置</p> <p>②「台東区いじめ問題対策委員会」の設置</p> <p><u>教育委員会の附属機関として、教育委員会からの諮問に応じ、いじめ防止等のための取組が実効的に機能しているか調査審議するとともに、いじめに係る重大事態と認められた場合、当該重大事態及び同種の事態の発生の防止に必要な調査を行い、その結果を台東区教育委員会に答申します。</u></p> <p>(構成)</p> <p>法律、医学、心理、福祉等に関する学識を有する者等</p> <p>(主な取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の内いじめ防止等の対策の推進について調査審議 ・区の内いじめの防止等の対策の推進について、必要があるときに意見 ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び報告 	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>追加</p>

17	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(1) 組織等の設置</p> <p>③「台東区いじめ問題調査委員会」の設置</p> <p>学校に重大事態が発生し、「台東区いじめ問題対策委員会」又は学校が調査した結果の報告を受けた区長は、公平及び公正な調査を行うために、区長の附属機関「台東区いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果についての審議及び必要があると認めた場合、調査の再調査を行うことができます。また、区長はその結果を議会に報告します。</p> <p>(構成)</p> <p>法律、医学、心理、福祉等に関する学識を有する者等</p> <p>(主な取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会からの調査報告について調査 ・重大事態への対処等のための調査の再調査 	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(1) 組織等の設置</p> <p>②「台東区いじめ問題調査委員会」の設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>学校で重大事態が発生し、法30条第1項に基づき学校が調査した結果を受けた区長は、必要があると認めるときは、公平公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される区長の附属機関「台東区いじめ問題調査委員会」を設置します。</p> </div>
18	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(2) 未然防止に向けた取組</p> <p>②人権教育の推進</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(2) 未然防止に向けた取組</p> <p>②人権教育を推進</p>
19	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(2) 未然防止に向けた取組</p> <p>③集団で学習する機会の充実</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(2) 未然防止に向けた取組</p> <p>③集団で学習する機会を生かす</p>
20	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(2) 未然防止に向けた取組</p> <p>⑤保護者・地域住民・関係機関との連携の促進</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(2) 未然防止に向けた取組</p> <p>⑤保護者・地域住民との連携の促進</p>

21	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(3) 早期発見に向けた取組</p> <p>①年3回の調査によるいじめ防止に向けた進行管理 いじめの発見件数・解消数・継続数及び不登校に関する調査を6月、11月、2月に実施します。調査結果をもとに、各学校の児童生徒同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直し、いじめや不登校の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、課題の改善等につながる取組を引き続き行っていきます。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(3) 早期発見に向けた取組</p> <p>①年3回の調査によるいじめ防止に向けた進行管理 いじめの発見件数・解決数・継続数を6月、11月、2月に調査します。調査結果をもとに、各学校の子供同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直し、いじめや不登校の問題行動等の早期発見・早期対応、未然防止、課題の改善等につながる取組を引き続き行っていきます。</p>
22	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(3) 早期発見に向けた取組</p> <p>③いじめ電話等相談の体制と連絡先カードの配布 目に見えるいじめだけでなく、隠れたいじめを発見して早期対応につなげるため、いじめ等の問題についての電話相談ができるよう、学校教育相談員を配置しています。また、その連絡先を示した「電話・メール・LINE相談カード」を全小・中学校へ配布しています。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(3) 早期発見に向けた取組</p> <p>③いじめ電話相談の体制と連絡先カードの配布 目に見えるいじめだけでなく、隠れたいじめを発見して早期対応につなげるため、いじめ等の問題についての電話相談ができるよう、学校教育相談員を配置しています。また、その連絡先を示した「いじめ電話相談カード」を全小・中学校へ配布します。</p>
23	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(3) 早期発見に向けた取組</p> <p>④削除</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(3) 早期発見に向けた取組</p> <p>④台東区いじめ問題情報提供システムの啓発 —台東区教育委員会で作成した「台東区いじめ問題情報提供システム」のポスターを区内公共施設に掲示し、子供のいじめの問題を発見したときに、区民の皆様や各関係機関の職員等が教育委員会に連絡するシステムについてお伝えしています。</p>
24	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(4) いじめへの対応の強化</p> <p>①指導主事等の学校への派遣及び区顧問弁護士による相談の実施 学校や保護者からいじめに係る相談を受けた場合は、指導主事等の職員を学校に派遣し、いじめへの対処に必要な支援や指示をします。 また、指導主事を通して区顧問弁護士への相談を進めます。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(4) いじめ対応の強化 追加</p>

25	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ②インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の実施	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ①インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の実施
26	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ③解消の判断基準の提示 各学校がいじめの解消に向けて、速やかに、対応方針・期間・具体的方策の決定を進めていけるよう、教育委員会が「解消の判断基準」を示します。	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ②解決の判断基準の提示
27	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ④関係機関との連携	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ③関係機関との連携
28	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ⑤いじめに関する通報及び相談を受ける主な機関との連携	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ④いじめに関する通報及び相談を受ける主な機関との連携
29	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ⑥関係者会議の開催	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 追加
30	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 ⑦台東区要保護児童支援ネットワーク実務者会議への参加	第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 1 区が実施する取組 (4) いじめへの対応の強化 追加

31	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(4) いじめへの対応の強化</p> <p>⑧教職員研修会の充実</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(4) いじめへの対応の強化</p> <p>⑤教職員研修会の充実</p>
32	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(5) 重大事態への対応</p> <p>いじめにより児童生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければなりません。</p> <p>しかし、重大事態が発生した際には、教育委員会はいじめを受けた児童生徒及びその家族に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明を行います。</p> <p><u>あわせて、重大事態発生時には、いじめを受けた児童生徒やその保護者等に対する心のケアを最優先し、関係機関と連携して、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施します。</u></p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(5) 重大事態への対応</p> <p>いじめにより児童生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければなりません。</p> <p>しかし、重大事態が発生してしまった場合には、教育委員会はいじめを受けた児童生徒及びその家族に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明を行います。</p>

<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(5) 重大事態への対応</p> <p>(省略)</p> <p>「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。</p> <p>重大事態が発生した場合は、学校は速やかに台東区教育委員会に報告するとともに、台東区教育委員会は「台東区いじめ問題対策委員会」による調査を行います。</p> <p>また、「台東区いじめ問題対策委員会」又は学校が調査した結果を受けた区長は、区長の附属機関「台東区いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果についての審議及び必要があると認めた場合、調査の再調査を行うことができます。</p> <p>33 ●「台東区いじめ問題調査委員会」</p> <p>教育委員会の附属機関として、教育委員会からの諮問に応じ、いじめ防止等のための取組が実効的に機能しているか調査審議するとともに、いじめに係る重大事態と認められた場合、当該重大事態及び同種の事態の発生の防止に必要な調査を行い、その結果を台東区教育委員会に答申します。</p> <p>●「台東区いじめ問題調査委員会」</p> <p>学校に重大事態が発生し、「台東区いじめ問題対策委員会」又は学校が調査した結果の報告を受けた区長は、公平及び公正な調査を行うために、区長の附属機関「台東区いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果についての審議及び必要があると認めた場合、調査の再調査を行うことができます。</p> <p>また、区長はその結果を議会に報告します。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>1 区が実施する取組</p> <p>(5) 重大事態への対応</p> <p>(省略)</p> <p>「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。</p> <p>④「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定されます。このような事態が起きた場合は「いじめ問題調査委員会」による調査を速やかに行います。</p> <p>●「いじめ問題調査委員会」</p> <p>重大事態が発生した場合、危機管理室に設置する対策本部(「いじめ問題調査委員会」)により真相究明に向けての調査を行うとともに、調査の結果を、いじめを受けた児童生徒の保護者及び台東区長に報告します。</p> <p>この「いじめ問題調査委員会」は総務部長を中心に、関係課長等で構成され、第三者の学識経験者等の専門家の協力も得ます。</p> <p>(主な活動内容)</p> <p>一重大事態発生時に、当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査</p>
--	---

34	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>2 学校が実施する取組</p> <p>(3) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>平成29年に最終改定された「いじめ防止等のための基本的な方針」又は、令和2年に改定された「区基本方針」を参酌し、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。</p> <p>また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成の状況の評価します。</p> <p>さらに、「学校いじめ防止基本方針」の内容は、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>2 学校が実施する取組</p> <p>(3) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>—平成25年10月に文部科学大臣が決定した「いじめ防止等のための基本的な方針」又は、「区基本方針」を参酌し、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。</p>
35	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>2 学校が実施する取組</p> <p>(4) 学校いじめ対策組織の設置</p> <p>学校は、「法」第22条に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため「対策組織」を常設します。</p> <p>構成員としては、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラーなどが考えられます。</p> <p>また、学校が策定する「学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、「対策組織」において、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を求めることも考えられます。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>2 学校が実施する取組</p> <p>(4) 校内いじめ防止対策会議の設置</p> <p>学校は、「法」第22条に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という。)を常設します。</p> <p>構成員としては、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラーなどが考えられます。</p> <p>また、学校が策定する「学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、「対策会議」において、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を求めることも考えられます。</p>

<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>2 学校が実施する取組</p> <p>(5) いじめへの対処</p> <p>いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、あるいはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。特に、<u>事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、「学校いじめ対策組織」が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ての情報を「学校いじめ対策組織」に報告・相談します。</u></p> <p>36 また、保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する必要があります。</p> <p>あわせて、いじめを認知した際には教育委員会へその事案を報告し、連携を図りながら事案の解消に努めます。</p> <p>さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処することも必要です。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければなりません。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</p> <p>2 学校が実施する取組</p> <p>(5) いじめへの対処</p> <p>いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、あるいはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。</p> <p>また、保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する必要があります。</p> <p>さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処することも必要です。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければなりません。</p>
---	---

<p>37</p> <p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 2 学校が実施する取組 (6) いじめが解消した状態についての考え方 いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。当該児童生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで、支援を継続する必要があります。</p> <p>いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。また、教員個人が判断をするのではなく、「対策組織」が子供の状態等を総合的に捉え、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><解消の2つの要件></p> <p>①いじめに係る行為の解消 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。</p> <p>②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> </div> <p>いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎません。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。</p>	<p>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組 2 学校が実施する取組 追加</p>
--	--